

届出及び請求等に関する事項について

1 平成 25 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の提出について

平成 25 年度の「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」について、次の点に留意すること

- (1) 4 月開始の加算及び 5 月開始の加算について記載した届出書については、4 月 15 日を期限としており、4 月 16 日以降に提出された場合は、当該開始月からの加算を算定することができないので、5 月分の請求(4 月サービス提供分)又は 6 月分の請求(5 月サービス提供分)は行わないこと
なお、4 月 16 日から 5 月 15 日までに提出された加算については、7 月分の請求(6 月サービス提供分)からの適用となることに留意すること
例) 4/17 に受理……6 月サービス提供分から加算の算定可
- (2) 加算の届出については、原則、毎月 15 日以前に提出された場合は、翌月のサービス提供分から、16 日以降に提出されたものは翌々月のサービス提供分から算定を開始することができることに留意すること
例) 7/5 に受理……8 月サービス提供分から加算の算定可
- (3) 届出書に県の受付印を必要とする場合には、県への届出書の他に、届出書の控え及び返信用封筒(返信用切手を貼り付けた封筒)を添付して郵送すること

2 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算について

(1) 平成 25 年度届出書の提出について

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定を受けようとする指定障害福祉サービス事業者等(児童福祉法上のサービスも含む)については、毎年度、届出書の提出が必要となる。

なお、平成 25 年度の届出書については、次の点に留意されたい。

- (ア) 算定を受けようとする月の前月の末日までに届出書を提出することにより加算を算定することができる。
例) 7/22 受理……8 月サービス提供分から加算の算定可
- (イ) 平成 25 年 3 月 29 日(金)の期限に遅れ、4 月 30 日までに届出書を提出した指定障害福祉サービス事業者等は、4 月サービス提供分から福祉・介護職員処遇改善加算等を算定することはできないので、5 月は請求しないこと。
なお、この場合、6 月分の請求(5 月サービス提供分)からの適用となる。
例) 4/1 受理……5 月サービス提供分から加算の算定可
- (ウ) 届出書に県の受付印を必要とする場合には、県への届出書の他に、届出書の控え及び返信用封筒(返信用切手を貼り付けた封筒)を添付して郵送すること

(2) 平成24年度実績報告書の提出

(ア) 提出期限

平成24年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで提出すること

例) 4月請求分(3月サービス提供分)が5月に支払われた場合
……平成25年7月31日提出期限

(イ) 届出書類

- ①別紙様式5
- ②様式例(簡略版) 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算支払実績明細書(注1)
- ③別紙様式5(添付書類1)
- ④別紙様式5(添付書類2)(注2)
- ⑤別紙様式5(添付書類3)(注3)

注1 別紙様式5の賃金改善所要額について積算根拠となる資料であり、任意の書式でも可

注2 都道府県の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出が必要

注3 市町村の圏域を越えて所在する複数の障害福祉サービス事業者等を有する法人は、提出が必要

3 請求内容の主なエラーについて

毎月、次のとおり請求エラーが多く発生するため、請求の際には注意すること。
なお、主なエラーについては、下記のとおり。

主な請求エラーの内容	エラーコード	原因	エラーをなくすための注意点
「基本情報が重複しています」	EC01	同一事業所が「同一受付年月」で、請求を二重に行った場合に生じるエラー	間違った請求データを送信してしまった場合、送信したデータを取込送信システム又は簡易入力システムにて取り下げをした上で、 <u>修正後の請求データを再送信すること</u> (別添国保連資料P11参照)
	ED01	同一事業所で「既に支払いが確定した」同一サービス提供年月かつ同一受給者の請求を再度行った場合に発生するエラー	1度支払われたデータを修正したい場合、 <u>市町村に取り下げ依頼(過誤申立)</u> をする。市町村と調整がとれた月に修正データを再請求すること (別添国保連資料P16参照)
「該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です」	EG13	当該利用者の支給決定期間が有効期間外であった等のために生じたエラー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用契約に当たって必ず受給者証のサービス種別、支給決定期間、負担上限月額及び適用期間を確認すること ・有効期間が切れている等がある場合には、必ず該当の市町村に確認するとともに、利用者に対し、更新の手続きをとるよう促すこと ・なお、市町村に確認がとれるまでは、請求を行わないこと
「受給者台帳に該当の受給者情報が存在しません」	EG02		
「受給者台帳に該当する支給決定が存在しません」	EG03		
「受給者台帳で資格を喪失している受給者です」	EG20		
「利用者負担上限月額有効期間外の受給者です」	EG12		
「上限額管理対象外の受給者です」	EG17		
「障害児施設台帳に該当のサービス種類が存在しません」	EE56	指定を受けたサービス種類以外のサービス種類コードで請求したために生じたエラー	データ送信前に、サービスコード表によりサービス種類コードに誤りがないかを確認すること

4 地域区分の変更について

- ・ 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等、旧指定児童デイサービス事業から指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービス事業へ移行した事業者においては、平成 25 年度において地域区分が変更するため、請求の際に注意すること（5 月分の請求（4 月サービス提供分）から適用）
- ・ 地域区分を誤って請求した場合、エラーとなるので十分に注意のこと。

【障害福祉サービス、障害者支援施設等】

25 年度地域区分	24 年度地域区分	地域
3 級地	3 級地	名古屋市
9 級地	12 級地	刈谷市、豊田市
10 級地	13 級地	豊明市
12 級地	12 級地	岡崎市
12 級地	15 級地	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市、尾張旭市、長久手市
13 級地	16 級地	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町、扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村
その他	その他	田原市、大治町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村

【旧児童デイサービスから、主たる対象が重心障害児以外の児童発達支援及び放課後等デイサービスに移行した事業所】

25 年度地域区分	24 年度地域区分	地域
3 級地	3 級地	名古屋市
9 級地	13 級地	刈谷市、豊田市
11 級地	14 級地	豊明市
13 級地	13 級地	岡崎市
13 級地	16 級地	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市
14 級地	17 級地	豊橋市、一宮市、半田市、春日井市、津島市、安城市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、弥富市、みよし市、豊山町
その他	その他	尾張旭市、長久手市、扶桑町、大口町、岩倉市、北名古屋市、清須市、あま市、蟹江町、日進市、東郷町、東浦町、阿久比町、常滑市、新城市、豊川市、幸田町、高浜市、蒲郡市、飛島村、田原市、大治町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村

<注意>

次の事業所等については、本表の地域区分を適用しないことに注意

- ・ 旧児童デイから移行した、主たる対象が重心障害児の場合の児童発達支援及び放課後等デイサービス
- ・ 平成 24 年 4 月 1 日以降に、新たに指定を受けた児童発達支援及び放課後等デイサービス
- ・ 児童発達支援センター、医療型児童発達支援（指定医療機関を含む）
- ・ 保育所等訪問支援

5 その他

(1) 難病等対象者へのサービス提供について

障害者総合支援法が施行され、平成 25 年 4 月 1 日から障害者等の定義に新たに「難病等」が追加されることとなったが、事業実施における人員及び設備等の基準上の変更はなく、従来の基準が適用されることに留意すること。

(2) 変更届出書の提出について

(ア) 定款の変更について

平成 25 年 4 月 1 日から障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正・施行されたため、定款に「障害者自立支援法」と記載している障害福祉サービス事業者等は、平成 26 年 3 月 31 日までに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に文言を変更すること。

(イ) 従業員数の変動について

職員の異動・退職などにより、年間を通じて人員の配置基準は満たしているものの、従業員数が著しく変動する場合には、その都度運営規定の変更届の提出の必要はなく、毎年 4 月の「介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書」の提出に合わせて、4 月 1 日現在の変更届出書を県へ提出すること。